

平成26年度 中小企業総合振興資金一覽表

平成26年4月1日現在

資金名	貸付区分	融資対象	融 資 条 件					
			資金用途 (※印は、保証付き道制度 融資の借換に要する資金も 対象となります)	融資金額	融資期間 (ﾌﾟﾘｯｼﾞ貸付を除き、 1年を超える長期貸付となります)	融資利率(年率)		信用保証
						固定金利	変動金利 融資期間が3年を超える貸付に限る	
経営安定化資金	一般貸付	①中小企業者等	事業資金 (※)	8,000万円以内 (協同組合 2億円以内)	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.8% 5年以内 2.0% 7年以内 2.2% 10年以内 2.4%	1.8%	必要により信用保証協会の保証付き
	小規模企業貸付	①資本金等が1,000万円以下または従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の中小企業者等	事業資金 (※)	5,000万円以内	7年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.6% 5年以内 1.8% 7年以内 2.0%	1.6%	すべて信用保証協会の保証付き
	小口事業貸付	①信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者 (小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が1,250万円未満であるもの)	事業資金 (※)	1,250万円以内 (既存の信用保証協会の保証付 融資残高を含めた上限額)	7年以内 (うち据置1年以内)	7年以内 2.0%		
	セーフティネット貸付	①中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」 ②中小企業信用保険法第2条第5項に準じるものとして道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等 ③経営安定(倒産防止)特別相談室設置の商工会議所等の推薦を受けた中小企業者等 ④建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物(要緊急安全確認大規模建築物)」の所(占)有者	運転資金 (※)	1億円以内	10年以内 (うち据置3年以内)	5年以内 1.3% 10年以内 1.5%	1.3%	
	災害貸付	①中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」 ②地震、大火、風水害及び冷害等により被害を受けた中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの	設備資金 ----- 運転資金 (※)	8,000万円以内 ----- 5,000万円以内	10年以内 (うち据置2年以内) ----- 7年以内 (うち据置2年以内)			
	東日本大震災等関連特別貸付	①特定被災地域の事業者との取引関係により、原則として東日本大震災後の最近1か月間の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少し、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少する見込みのもの ②東日本大震災による急激な取引減少等により、原則として東日本大震災後の最近1か月間の売上高等が前年同期に比べ15%以上減少し、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ15%以上減少する見込みのもの ③最近3か月間の平均売上高等が前年同期に比べ5%以上減少しているもの	運転資金 (※)	1億円以内	10年以内 (うち据置3年以内)			必要により信用保証協会の保証付き
	経営力強化貸付	①信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等 (金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けて、自ら経営改善計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等)	事業資金 (※)	1億円以内	運転資金5年以内 (うち据置1年以内) 設備資金7年以内 (うち据置1年以内) 借換資金10年以内 (うち据置1年以内)	5年以内 1.3% 10年以内 1.5%	1.3%	すべて信用保証協会の保証付き
事業活性化資金	創業貸付	①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始するあるいは2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ②中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ③事業を営んでない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの	事業資金	2,500万円以内  (再挑戦支援保証 利用時は 1,000万円以内)	10年以内 (うち据置2年以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	1.4%	すべて信用保証協会の保証付き
	ステップアップ貸付	①事業拡張による事業規模の拡大や情報化の取組み、設備の近代化による経営効率化などを図ろうとする計画(ステップアップ計画)を有する中小企業者等	事業資金	8,000万円以内	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.6% 5年以内 1.8% 7年以内 2.0% 10年以内 2.2%	1.6%	必要により信用保証協会の保証付き
	成長分野	②①の要件に該当する中小企業者等であって、ほっかいどう産業振興ビジョンで定められた成長分野(食、観光、国際、環境・エネルギー)で事業を行おうとするもの		1億円以内		3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	1.4%	
	ブリッジ貸付 (短期資金)	①公的な補助金の交付決定を受けている中小企業者等 ②国際商取引を行うための決済資金等を必要とする中小企業者等 ③信用保証協会の「流動資産担保融資保証」の対象となる中小企業者等 ④契約等を締結済であって当該契約等の代金が未受領であることにより事業活動に影響がある中小企業者等	運転資金	8,000万円以内	1年以内	1.5%	—	
	事業革新貸付	①北海道産業振興条例に基づき自社の競争力の強化を図ろうとするもの ②新技術、新製品等の開発や活用、あるいは事業の多角化や新たな事業分野への進出等を行うもの ③地域における産業や商業等の活性化を図る計画に則った事業を行う中小企業者等 ④国際標準化に対応するために製造工程等の改善等を行う中小企業者等 ⑤省エネ施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する中小企業者等 ⑥地域における雇用の創出又は確保のための事業を行おうとするもの ⑦ほっかいどう産業振興ビジョンで定められた成長分野(食、観光、国際、環境・エネルギー)へ進出するもの	事業資金	1億円以内	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	1.4%	
産業振興資金	企業立地貸付	①道内において工場や事業所の新增設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者 (対象業種：製造業、自然科学研究所(成長産業分野に関連する業種に限る。)、高度物流関連事業(成長産業分野に関連する業種に限る。)、データセンター、情報処理・提供サービス業、コールセンター事業、植物工場、新エネルギー関連産業(供給業・製造業))	設備資金	8億円以内	15年以内 (うち据置2年以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 15年以内 2.0%	1.4%	必要により信用保証協会の保証付き
	観光振興貸付	①道内において観光施設の新増設を行う事業者	事業資金	8億円以内  (うち運転資金 2億円以内)	設備資金20年以内 (うち据置2年以内) 運転資金10年以内 (うち据置2年以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 20年以内 2.0%	1.4%	
経済対策特別資金	建設業等新分野進出特別貸付	①新たな事業分野への参入や事業転換、企業間連携による新事業展開を行うことによって、経営基盤の強化を図ろうとする建設業等を営む中小企業者等	事業資金 (※)	1億円以内	10年以内 (うち据置3年以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	1.4%	必要により信用保証協会の保証付き
	景気変動対策特別貸付	①経済環境の変化により、一時的に売上又は利益の減少等業況悪化を来している中小企業者等	事業資金 (※)	5,000万円以内	10年以内 (うち据置3年以内)	10年以内 2.0%		
中小企業再生支援資金		①北海道中小企業再生支援協議会又は道が地域中小企業経営改善サポート事業により委託する機関の支援を受け策定した経営改善計画に基づき再生を図る中小企業者等	事業資金	1億円以内	10年以内 (うち据置3年以内)	金融機関所定の利率		すべて信用保証協会の保証付き
原料等高騰対策特別資金		①原料等高騰の影響により売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当する中小企業者等であって、省エネルギー施設等を導入するもの	①運転資金 (※) ②設備資金	1億円以内	10年以内 (うち据置3年以内)	5年以内 1.3% 10年以内 1.5%	1.3%	必要により信用保証協会の保証付き